北魏王朝の成立とその性格について

——徙民政策の展開から均田制へ——

河地重造

まえおき

後漢帝國の崩壊に呼應して、中國北邊の遊牧民族が異常な活動期を迎えた時、中國古代社會は新たな局面を展開しはじめた。やがて四世紀末、鮮卑拓跋部が全華北を統一して樹立した北魏王朝は、自部族のみならず、漢人をはじめ幾多の種族の頭上にそびえ立つた。中國史上最初のいわゆる征服王朝であり、塞外民族の騎蹄がまきおこした戰亂と荒廢の時代に歸結を與えたかの感がある。しかし單なる歸結ではなく、同時にそれは、隋唐帝國に深くつながることによつて、古代末期の世界帝國成立への展望を內にはらむという、重要な意義をもつ王朝であつた。このことは、雲崗の石佛とともにこの王朝を印象づける、均田制支配体制の創始を見れば明かである。均田制は、中國古代社會が內包していた諸矛盾の集約的表現に他ならないが、これを究明する一の手掛りは、北魏王朝の特異な性格の檢討の中より見出されはしないか。徙民政策[註]の展開を中心に、王朝前半史を粗描しようとする本稿は、均田制社會研究の爲の序章たることを意圖している。

註　北魏の徙民政策については、西村元佑氏がふれられた（「北魏均田攷」龍谷史壇三二）。教示を得た點については、一々註記しなかつたので、こゝで謝意を表しておきたい。

第一章　成立過程

一

徙民、卽ち被征服民の强制移住政策の展開は、國家權力の在り方の歴史的な變化と、はなちがたく結びついている。それは北魏の場合まず穆帝の時代に、僅か一行の記載をもつて現れる。しかしこの一行の意味をほり下げる爲に、我々は力微から穆帝猗盧に至る時代というものを考えねばならぬ。

たとえ魏書序紀の記載が、傳說の域を多く脫しないとしても、そこから窺えるものは、明かに原始共同体社會の姿である。華北侵入に先だつて、遊牧民族は散在せる氏族群を結集し、大きな連合体を形成するのを常とした。だが、それが單なる侵略の爲の連合に終らず、北魏のように征服王朝として發展する爲には、もう一歩すすんだ契機が必要であろう。この意味で、始祖力微以前についての神話的な序紀の記載が、この部族の南方移住のあとを止めていることは、大切な手掛りとなる。この移動は、シラ・ムレン流域における一定期間の定住生活を經過したことが、ほぼ明かである。[1] ゆるやかな流れと定期的氾濫をもつ肥沃な流域での定住が、原始農業のめばえ——半農半牧社會形成の推測を許すならば、我々は、のちに力微の發した次の言葉をよりよく理解し得る。

「始祖乃ち諸大人に告げて曰く。我前世を歴觀するに、匈奴・蹋頓の徒、財利を苟貪し邊民を抄掠す。得る所有りと雖も、而して其の死傷は相補うに足らず。更に寇讎を招き、百姓は塗炭す。常計に非ざる也」（序紀。以下註記しない引用文は、すべて序紀による。）

戰鬪と掠奪の域を出ない匈奴、卽ち田村教授のいわゆる遊牧國家型への途は、我々のとらぬ所だ、と言うのである。農業生産になじみつつあつたとすれば、彼らの「常計」は、むしろ水草と耕地に惠まれ、定住生活をより豊かなものにしうるような沃野そのものへと、比重をかたむけつつあつたのではないか。

しかも農業生活へのふかまりは、單なる生活様式の相違以上の意味がある。そこでは牧畜との間にさまざまな規模での原始的な分業がはじまり、生産力もたかまり、やがて氏族間或は個々の氏族内部に、富や勢力の不均等、勞働力や土地をめぐる爭いを生み出し、部族の共同体的秩序と結

合を內部からゆるがすようになる。「元年歲は庚子に在り。是より先、西部內より侵し、國の民離散す」というように、力微は、正にこのような變動期に首長となつた。彼の地位確立の背後には、部族分裂の危機を回避し、傳統的な秩序を恢復しようという全部族の意志が働いていたと思う。沒鹿回部の大人竇賓は死に臨んで、二子に女婿たる「始祖を謹奉せよ」と命じている。しかも二子の反逆を契機に、力微がこの部の「衆を盡く幷し」た時に、「諸部の大人が悉く皆款服し」たという事件には、たしかに部內の女婿と嫡子の內紛という以上の動きが感ぜられる。かくて三十九年夏四月、盛樂（綏遠の南、和林格爾附近）を中心に根據地を確立した力微は、大規模な祭天の儀式を擧げた。この時の有樣を序紀は、「諸部の君長皆來りて祭を助く。唯白部大人觀望して至らず。是に於て徵して之を戮す。遠近肅然として震懾せざる莫し」と描き、續けてさき程の「常計」を示した力微の言葉をのせている。力微は、祭天という傳統的な形式を踏襲して大人たちを統御しようとする、部族共同体の祭祀の司祭者であつたと同時に、現實の事態と部族員の意志を体現し、全部族の行手を指さす指導者であつた。共同体はなお鞏固に存續していたが、しかも彼の言葉には、原始的な信仰や禁制や呪術といつた共同体生活の枠を否定しはじめるような、歷史と現實への新しい認識力が感じられる。

序紀の中に、最初の歷史的人物として登場する力微の時代は、これまでに見たように、部族同盟の段階と一應言つてよいと思う。しかし彼は晩年、前期的な王たらんと志した。というのは、人質として中原にあつた長子沙漠汗の歸國を待ちわびた心の中に、王位の世襲制を實現しようという意圖があつたからだ。ところが當の沙漠汗は陰館（山西省代縣北）に出迎えた諸部の大人を前にして、持歸つた新兵器を試みた。「彈」をはなち、「空弓を引いて飛鳥を落す」「晉人の異法怪術」は、大人らによつて直ちに「亂國害民の兆」と報告された。力微は遂に沙漠汗の殺害を許さねばならなかつた。この事件について、こまかい事情はぬきにしても、大人らが語つた次の言葉だけは注意しておかねばならぬ。

「太子の風采被服は南夏に同じく、奇術の絶世なるを兼ぬ。若し國統を繼がば、舊俗を變易し、吾等必ず志を得ざらん」。「始祖年期頗を踰え、頗る惑う所有り、諸大人の語を聞く」といわれたように、力微は賢明にも漸進主義をとつていた。

大人たちは亦、「國に在る諸子の、本を習い淳樸なる」指導者を欲していた。優れた外國文化を身につけ、一きわ輝きをました「英姿瓌偉」なる沙漠汗の姿は、これとは頗る對比的であり、かくて彼は「亂國害民の兆」に他ならなかつたのである。この保守的な表現、それは亦部族員の要求でもあり、その中で「志を得ん」とする族長層の微妙な動きを感ずるのだが、と共に事件の底流をなす傳統的な部落体制の、王制への反撃を見逃すことも出來ないと思う。

力微が匈奴的な侵略よりも、むしろ中原の魏や晋と和親する途を選んだのは、現實の勢力の考慮や、生活様式のちがいと共に、このような内部の情勢があつたからだと思う。晋よりの巨額の給付、交易による利益、政治的後援は、何よりもまず王を志す彼の立場を、有利に導いたであろう。しかしかかる段階は亦、個々の氏族内部にも、族長支配が成立しはじめる段階でもある。又王制や族長支配に對する氏族員の抵抗もからみあつて、複雑な勢力争いが生じくる。「人と爲り雄異」といわれた沙漠汗の歸國をおそれ、晋將衞瓘が、「金錦を以て國の大人に賂り、間隙を致さしめ」んと企てたことは、部内の情勢を、衞瓘が正しくとらえていたことを物語るものであろう。さきに首長を殺された白部が、のちにも反抗をくりかえしているように、氏族員の王制への抵抗は根強かつたが、族長たちは、この要求を利用しつつ、自己の支配的地位を實現していこうとする。この族長層の支配階級への轉化をまたずして、世襲王制を實現することは、「遠近肅然として震懾せざる莫」からしめた力微といえども、不可能であつた。彼にとつては希望の光であつた沙漠汗の死は、彼を深い後悔に惱まし、死へと導いた。[2] それから分裂の三十年をへた、三部統一後の穆帝の段階は、この王制が確立し、族長層は支配階級として轉化した時期（この時こそ沙漠汗の如き英主が、族長たちにとつても必要となつた時だ）であり、この共同体制をきりくずした大きな挺子こそ、徙民政策に他ならなかつたと考える。

二

この段階に至ると、内部抗争に決定的な力を與えるものは、土地と、それ以上に勞働力である。力微の血をひき西方領を有した穆帝は、山西省北邊に進出すると、はじめて雜胡を自領に徙し（推定二九五年）、三〇七年[3]三帝分立を統合する

と晉から大單于の稱號と代公の位をうけ、自領に南接する山西北部の五縣（陰館、馬邑、樓煩、繁時、崞）を獲得した。三・四萬人を下らぬ[4]拓跋部人がこの地に移住する。盛樂から大同へ、更に山西北部へという南下は、當然定住生活と農業生産のもつ比重を加えたであろう。「八年、晉の愍帝、帝を進めて代王となし、官屬を置き、代・常山二郡を食ましむ」というように、王制への途は、次第に中國的デスポティズムの形をとつて明確になつて來た。

被征服奴隷が、支配者層へ個人的に分配されるのは、もう四・五十年程のちの昭成帝什翼犍の時代から始まる。同時に穆帝から昭成帝の間に、今まで氏族共同体と部族体制の上に立つていた大人制＝族長制は、王の命令一本で自由に代えられる職掌、のちに太祖によつて「職役」と表現されるような、官僚体制の一環に轉化しつつあつた。[5] 族長制は明かに急テンポで變化し、族長は共同体の中に、奴隷私有者としての自己の家族を確立し、本質的な意味での共同体とのきずなから離れて、確立しつつある王制のまわりに結合した。捕虜奴隷の個人的分配の開始はこのことを明示している。從つてこの昭成帝の時代と對比して考えると、徙民の端緒をなす穆帝初期の幷州雜胡の徙民は、捕虜奴隷の集團的搾取という形をとり、しかもこれがための部族の動員の表面に、部族共有という目標が掲げられていたのではないかと思う。だが部族共有とはいうものの、力微から穆帝に至る政治の動きをみると、現實には、この勞働力を王權强化の經濟的基礎として使用しうる條件が成熟していたといゝ得る。むしろかかる條件を考慮に入れて、王として、意のままに支配し搾取しえぬ自部族人とは別の、奴隷的な大量の勞働力が要求され、實現したのであつた。そしてこの徙民の實現が、族長層と部族体制の切りくずしに强く作用し、集團奴隷は、いつのまにか、部族共有から王權の下における國家的所有へと轉化させられていつたのであろう。

このようなデスポティズムの急速な成立の條件には、中原の先進地帶との多面的な接觸が考えられねばならない。だが、その中で、この徙民政策が果した役割の重要さは、國家權力の直接の基盤としての徙民と、支配階級への捕虜奴隷の分配が、果敢な征服戰展開の重要な契機をなし、北魏前半期においてぼう大な量に達した點からも裏付けうる。

從つて徙民政策の展開は、國家權力の歷史的變化とあわせて考えるべきであり、後述にまちたい。ともかく穆帝の政治が、明瞭にデスポティズムを目指していたとすれば、それは何らの摩擦と抵抗なしに進行したとは考え難い。先述の白部が鐵弗部と連合して、穆帝と同盟關係にあつた晉の幷州刺史劉琨を攻擊したのも、その現れの一であつた。穆帝は晉と同盟して抵抗を抑え、部族の傳統と對決し、變質せしめようとしている。今彼にとつては、部族の共同体的秩序に根ざすのではなくて、それを超えた新しい權威が必要であつた。晉帝より大單于・代王の稱位をうけ、「官屬」をおいたということは、支配体制の整備や、封邑という物質的な面にとどまらない意味がある。それのみではない。この新しい官屬の中には、雁門にあつて「家世貨殖、貲累百萬」（莫含傳）といわれた漢人豪族さえあつた。又すでに桓帝猗㐌の時にも、晉將衞操が一族をひきいて歸服し、桓穆二帝に「晉人の招納」を勸め、「於是、晉人の附する者稍く衆く、桓帝之を嘉し、以て輔相と爲し、任すに國事を以て」したと傳えられる。勢力南下に伴つて、今や拓跋部の王は漢人をも支配し、又その爲に漢人豪族を支配体制の中にあみ込まねばならなかつた。このような新しい支配圈に君臨する爲にも、新しい權威が必要であつたのだ。ただ新しい權威は、なお天子でなく晉の代王であり、しかもかつて匈奴の首長を飾つた大單于の號であつた。「是より先、國俗寬簡にして民未だ禁を知らず。是に至りて、刑を明かにし法を峻にし、諸部の民多く違命を以て罪を得。凡そ期に後るる者は皆部を擧げて之を戮す。或は室家相携えて死所に赴く有り。人何に之くかと問えば答えて曰く。當に往きて誅に就くべしと。其の威嚴の物を伏すること皆此の類也」。この序紀が示す萌芽的なデスポティズム支配の峻嚴さと、部族員の從順さは、部族員の首長に對する信賴と服從が、なおも穆帝の政治（それ自身は、もはや變質しているのだが）を支えていたことを示すものではあるまいか。

穆帝の時代は、その政治の諸樣相において、北魏王朝の祖型がほぼ形成された時代だといつてよい。そしてこの專制的國家の形成は、史料的制約もあろうが、この段階における抵抗の微弱さと相對的な意味で、かなり早熟な印象を與える。抵抗の微弱さ、それはもし類推を許されるならば、共同体の分解と、廣汎な自由農民層や小奴隷所有者層の形

成の不充分さを意味する。下部の共同体は、生産力の低さに制約されつつ、未分化のままに專制支配の下部組織へと轉化させられていつた。徙民政策は、專制支配がこの制約條件の中を、强力な政治的手段によつてつっきろうとしたものとして注意しなければならぬと思う。

三

穆帝から昭成帝を經て、その孫太祖拓跋珪は專制支配を確立したが、この半世紀餘りも決して平坦な途ではなかつた。華北の政治情勢は複雜さを加えて內部問題とからみ合い、內部では、穆帝に對する南部(六脩)の背叛に始まつて、南北のはげしい對立抗爭が續いた。南部は中原との接觸を深め、衞操(先述)の一族をはじめ多數の漢人を招納し、烏丸の如き異種族を傘下にもつて、むしろ穆帝の示したコースにより積極的であり、先進的であつたと思われる(衞操傳)。從つて序紀がこれを、「新(人)舊(人)」の對立と表現したのは不思議でないが、拓跋部の下部の共同体が、前節末にみたような狀態にあつたとすれば、そこにみられる抵抗が保守的な表現をとり、舊人の新人(主として南部の漢人をさす)に對する憎惡として示されるということも考えられるであろう。族長制の變質と、官僚体制の一段の前進の上に立つた昭成帝の統一(三三八年)は、この南部派の勝利を意味するものであつた。

前秦苻堅の侵入が、又もや統一をうちこわした。珪が舊臣の南部大人長孫犍や元他らと共に賀蘭部に至り、大人賀訥兄弟をはじめ諸大人の推戴をうけて、牛川(盛樂の北綏遠の南)で代王の位につき、建元して登國元年と唱えたのは、三八六年に當る(太祖紀。以下註を略す)。この推戴形式が、古い部族協議會の復活を意味しないことは、言うまでもなかろう。彼らこそ、代王の血統と英傑の資をうけた十五歲の珪を中心に、專制支配の確立と部族制解体に參劃した者たちである。元年以後復活された大人制もかかるものとして見なければならぬ。珪は支配体制の整備をはかる一方、二月盛樂に幸して、「衆の課農を息」めて、部族の動向に留意している。五月に早くも護佛侯部や乙弗部が叛逆をみせているように、王權はなお全部族を掌握していなかつたからである。この二部の族長たる侯辰・代題が叛走した時、珪は「侯辰等世々職役を脩む。小愆有りと雖も、宜しく且くは之を忍ぶべし。

當今草邪にして人情未だ一ならず。愚近なる者固に應ぜば趍趄せん。追うに足らざる也」と言つた。侯辰ら個人は、珪にとつては、もはや官僚体制の一破片にすぎなかつた。むしろ珪にとつて恐るべきものは、全部族の底部に瀰漫している「未だ一ならざる」人情、即ち君主の意志に統一されることを阻んでいる下層部族員の抵抗意識であつた。この意識が族長制の遺制を、なお支えていた所に問題があつたと思う。漸く農耕民化しようとする部族員に對して、「課農を息む」といつた懐柔策を施しながら、一方では、叛亂せる二部に對して「帝其の孫倍斤をして部落を代領せしむ」というように、自己の血縁者を配して強力に統治しようとしているのはその爲である。しかも事態はなお豫斷を許さなかつた。八月珪の叔父に當る窟咄が、亢泥と共に南境に迫ると「諸部騒動し人心顧望す。帝の左右の于植等、諸部人とともに逆を爲し、以て之に應ぜんとする」事態を招いた。珪が後燕國の慕容垂と深く結んだのも、一つにはかかる事態に對處する爲であつたろう。

慕容部の強力な後援は、遂に珪の最後の危機を救つた。十年に亘る登國年間、果敢な諸部併合と周邊部への進攻が展開される。この間劉辰・劉顯の勢力圏をはじめとして、庫莫、解如、叱突隣、賀蘭など十二の部が併合され、異種族の高車、蠕々等も擊破された。最後に來つた河北の慕容との對決に當つて、珪は「跋行して前めば、民屋皆震う」と描かれた六軍四十餘萬、首尾二十餘里に及ぶ大軍を動員し得ている。珪がはじめて天子の旌旗を建てた皇始元年(三九六年)のことである。別軍、三軍は幽州(河北)をおそい、本軍はまつすぐ山西を南下して、九月要衝并州が掌中に歸した。

登國初年の情勢や、賀訥傳に「太祖に從いて中原を平げ、安遠將軍を拜す。其後諸部を離散せしむ」と見えることから、官氏志に登國の初とある太祖の部族制解体は、おそらく皇始の始とすべきであろう。中原進攻作戰の途上、慕容の手痛い反擊をあびて危機をつたえられた皇始二年、內部では又もや賀蘭、紇突隣、紇奚の部帥が蜂起した。太祖はこの時、單なる併合の不充分さを痛感したのであろう。かくて中原に臨んだ皇始初年、部族制の解体が斷行され、それと表裏して官僚機構が完備されたのだ。「太祖諸部落を散じ、始めて同に編民と爲す」(官氏志)、「諸部落を離散し、

分土定居せしめ遷徙するを聽さず。其の君長大人も皆編戸に同じ。訥は元舅なるを以て甚だ尊重さる。然れども統領なし」（賀訥傳）。君長大人はいう迄もなく「編民」に沒落したのではない。彼らこそ北人系貴族の源流に他ならなかつたから。しかし亦この記事こそ、帝王とその他の一切の者とを隔絶する、デスポディズム成立の標式でもある。「統領」はもはや一片も持ち得ない。そのかわり彼らは今、帝王をめぐる官僚貴族という新しい粧いをもつて立現れた。實質的に破壞されたものは、「統國三十六、大姓九十九」と（通鑑胡註）稱された氏族群であつた。「編民」は自由農民ではない。彼らが共同体のきずなを切斷され、專制支配の基底に編みこまれた時から、かつての自由は喪失し、土地に縛りつけられて貢納と力役の義務を背負わねばならなかつたのだ。[6]

「初めて台省を建て、百官を置き、公侯を封じ、將軍刺史太守尚書郎已下悉く文人を用う。帝初めて中原を拓き、留心して諸士大夫を慰納し、軍門に詣るもの少長無く皆引入して見を賜い、存問すること周悉、人自ら盡すを得、苟も微能有らば咸敍用を蒙る」。官僚体制の完成に當つて、太祖が漢人の士大夫・豪族に對して示した並々ならぬ執心がよく示されている。「道武既に中原を幷せ、其の豪傑を雲代に徙し、北人と雜居せしめ、其の北來の部落を以て國人と爲す」（通鑑胡註）といわれるように、太祖の下には漢人をはじめ幾多の異種族が雜居し、「國人」は、太祖の權力を支えるものとしての、本來的な結合と組織を破壞されていた。太祖のみならず太宗も、あの武斷的な世祖すら、言葉をつくして漢人の門閥や豪族を慰納しているのは、確かに王權の性格の變化をぬきにしては考え難い。[7] 勿論傳統的な部族組織は、一擧に消滅するものではない。太祖の暴崩した時、「朝野兇々として人異志を懷き、肥如侯賀護烽を安陽城の北に擧ぐれば、故の賀蘭部人皆往きて之に赴き、其の餘の舊部亦子弟を率い、族人を招集し、往々相聚る」（清河王紹傳）と記されているように、政變と烽火一尖が、直ちに彼らの結集を喚起している。ただ本質的な點で彼らの組織は破壞され、その遺制はむしろ支配者によつて、軍事体制と收奪の爲に逆用されていたらしく見える。太祖が畿内にしいた八部制は、「（天賜三年）八部五百里内の男丁を發し、灤南宮の門闕を築く……三十日にして罷む」という八部

と無關係ではないであろう。

部族制解体は、「(天賜元年)諸部の子孫の業を失いて爵を賜うもの二千餘人……」というように、深刻な影をおとしつつあつた。天興年間に入れば、各地の叛亂が次第に激發してくる。[8] それは漢人門閥から、ただ「范陽の人」とのみ記されるような廣汎な層に亘り、又天興五年のように、漢人の沙門張翹が、弱少種族たる丁零族を率いて起つといつた事件まである。太祖が部人に保護の手をさしのべねばならなかつたのは當然であり、又屢々「使を遣わして郡國を循行し、守宰の不法なる者を擧奏せしめ」たり、言葉をつくして天命思想を強調していることが肯けるのである。拓跋の帝王は、漢人にとつては蔑視すべき蠻族の君主であつた。太祖には漢人に對して誇るべき血統もなければ、マジックな神性もない。利用しうる唯一の論理は、長い壓制と絶えざる抵抗の歴史の上に築きあげられて來た儒教的倫理と天命思想より他にはない。太祖が布衣より起つた漢の高祖を賛美し、「逐鹿之說に惑い、天命に迷う」者を、「狂狡の徒」と罵らねばならなかつたことも蓋し當然であろう。しかし「狂狡之徒」は絶えなかつた。「狂狡之徒」は力を以て抑壓せねばならぬ。「羣下の疑惑し、謗を心にし非を腹にするを慮」つた太祖が、群臣に詔して、「夫此の職司(三公のこと)は人主の任ずる所に在る耳。之を用うれば則ち重く、之を捨つれば則ち輕し」と言いはなつた語氣の背後には、自らの力を深くたのむデスポットの姿が浮び上つている。ではこの力とは一体何に基盤をもつものであろうか。この點について、次には章を改めて、先にのべた徙民政策の展開を考えてみることにしたい。

① 序紀については、古く、内田吟風、志田不動麿、白鳥庫吉の諸氏によつて、論爭が行われた。最近、これらの諸見解を整理し、自說を展開された田村實造教授(「東方史上に於ける民族移動の問題」京都大學文學部、昭和二十四年度、研究講義)があり、開國傳說や帝系の信憑性の檢討と共に拓跋部の口碑傳說から、この部族の南下移住を推定された。教授の研究によれば、拓跋部の故地は、洮兒河の上流、大興安嶺附近にあり、彼らは興安嶺にそつて南下し、一度シラ・ムレン流域に定住し、更に西方に遡行して匈奴の故地たる長城北邊に移つたと考えられる。このシラ・ムレン流域での定住生活と集團の再構成をへて、更に南下運動をおこすことは、他の多くの部族にもみられ、實地踏査された教授によると、それは地勢的にも可能性が大きいとされる。なお田村實造「ボヨウ王國の成立と性格」(東洋史研究一一ノ二)參照。

② 力微が首長となつた年は、序紀によると庚子(220A.D.)に當り、在位五八年一〇四歳で死んだ。かれの死は、晉書衞瓘傳その他の史料からも、277A.D.又は278A.D.と考えられるから、少くとも數字の上では合理的であるが、ただこの庚子の年とは、魏の曹丕が、正式に漢の禪讓をうけた年に當り、魏の國號をまで繼承した太祖道武帝の影響があるのかも知れない。

③ 序紀に「後定襄侯衞操、碑を大邗城に樹て、以て(猗㐌の)功德を頌す」とあり、衞操傳によれば、この碑は皇興初年に至つて、毘榮が大邗城の南で發掘した。衞操傳はこの碑の全文をのせているが、それによると、樹碑は晉の光熙元年秋(306A.D.)、猗㐌はその前年、晉の永興二年六月二十四日三十九歳で死んだ。祿官の死は、序紀に從えば、その二年後である。而してこの祿官の死によつて穆帝の三部統一がなつた。

④ 「十万家」(序紀)は信ぜずとも、「万余家」(通鑑卷八七、晉紀九、懷帝永嘉四年十月)という。

⑤ 「庚業延は代人也。……其の父及び兄和辰は、世〻畜牧を典し、稍くして中部大人に轉ず。昭成崩ずるや、氏寇內侮し、事難之間、畜産を收斂し、富國君に擬す。……和辰公私の蓄を分別し、頗る旨に會わず。太祖是に由つて之を恨む」(庚業延傳)

⑥ 「天興の初、京邑を制定し、東は代郡に至り、西は善無に及び、南は陰館に極まり、北は參合につくを、畿內之田となす。其の外、四方四維に八部の帥を置いて以て之を監し、農耕を勸課し、收入を量校して以て殿最を爲す。又躬ら籍田を耕し、百姓に率先す。自後比歳大いに熟し(一)匹は八十餘斛に中る」(食貨志)「魏、先に八部大人有り。既に中原を得、平城を建てて代都と爲し、八部を畿內に分佈す」(通鑑胡注)。なお、この畿內とは、今の內外長城二線によつてかこまれた地域にあたると考えてよいであろう。

⑦ 太宗永興五年の詔。又世祖は「壬申詔して曰く。……范陽の盧玄、博陵の崔綽、趙郡の李靈、河間の邢穎、渤海の高允、廣平の遊雅、太原の張偉等、皆賢儁之冑、州邦に冠冕する有儀之用なり。……庶くば其の人を得て、之に政事を任ね、共に邕熙の美を臻さん」。(神䴥四年九月の詔)かくてこの時、登用された者は數百人の多きに達した。

⑧ 太祖紀。特に天興二年から五年にかけて。

第二章　徙民政策の展開

一

部族制解体は、專制國家の成立を示す大きなエポックであつたが、同時に王權と部族員の對決は、もはやかくれもない事實となつた。このより深刻化した矛盾をどうするか。太祖から世祖に至る間に、拓跋部の中原侵略が絶頂に達する背後には、この矛盾を外に轉じつつ、同時に自らを補強

しようとする試みがあつたのであろう。かくて夥しい徙民と、大量の奴隷獲得・分配が、この征服戦を特徴づける。

穆帝の徙民については前述した。その後の徙民に關しても、件數の割には内容的にわからぬ點が多い。だが先ず、拓跋とほぼ同質の慕容部の場合に、「(慕容皝)親ら宇文歸を伐つ。……皝地を開くこと千餘里、其の部人五萬餘落を昌黎に徙す。……牧牛を以て貧家に給し、苑中に田せしむ。其の八を公收し、二分は私に入る。牛有りて地無き者も亦苑中を田し、其七を公收し、三分は私に入る」(晉書、慕容皝載記)と記されていることが、好個の推定資料となる。北魏の場合にも、徙民は壯丁のみを引拔いたのではなくて、家族と部落の組織をそのままに徙されたと考えられる。又「内徙の新民」に耕牛・農器を給付し、「口を計つて田を受け」(太祖紀)たことも、北魏と慕容の同一形態なることを示すであろう。土地・役畜・農具のすべてを喪失した農民は、當然のことながら、國家によつて直接に、自己の再生産過程を掴まれてしまつた。彼らは新しい支配者を賴ることなしには生きてゆけない。この間の事情は、高率搾取の中にも、耕牛の有無によつて差異が認められたことから考えられる。徙民に土地のなかつたことは明かであるから、この「牛有りて地無き者」とは、或は土地を喪失した「苑」附近の慕容部族員でもあつたろうか。ともかく捕虜奴隷に類する徙民の著しい依存性と、當時の低い生産力は、農奴というよりもむしろ奴隷的な生産關係を考えさせる。八割という非人間的な搾取率も、それだけではなんとも言えないが、他の面とあわせて見てみると、奴隷的性格の一の現れとも言える。即ちこれは奴隷勞働の大きな部分が、わりつけられた保有地の耕作に投入されたことを物語り、耕作者の土地に對する實質的な權利と、經營の獨立化の上に形成される農奴的な關係とはいい難く感ずるのである。

從つて徙民は、身分的に固定化させられる方向を見せる。世祖以後に叛民「北部民」の餘黨、來降せる「高麗民」、叛民「連川勅勒」の徙民は、河北平野の經營に投入され、「營戶」(世祖紀)(高祖紀)と名ずけられた。高麗民は「田宅を賜り」はしたが、はるか後の世宗の詔に「乙卯、壽春の營戶を免じて、揚州の民と爲す」(世宗紀)とみえるように、身分的にも庶民以下の特殊な階層をなしたのである。特に蔑視され搾取され、それ故に亦叛逆しなければならなかつた弱小異

民族が、かかる方向の先端に立たされていたことは注目に値する。

ところが、最後の段階に屬する顯祖の山東征服と徙民は、更に特異な形をとつて現れた。卽ち崔道固傳によれば、「青齊の士望の道固と共に城を守りし者數百家を桑乾に徙し、平齊郡を平城の西北、北新城に立てた」（まもなく、この郡は陰館の西、卽ち畿内の西南邊に移された）。この士望數百家は、慕容白曜傳には「民望」と記され、同傳には更に「自餘は悉く奴婢と爲し、百官に分賜す」とある。士望・民望が、かろうじて純然たる奴隷化から免れたのは、貧家と異つた傳統的な家格によるものであつた。おそらく彼らは、比較的豊かな經濟力と、大きな家族構成をもつものであつたのだと思う。けれども彼らは、ここではもはや昔日の「民望」ではなくて、特殊な「平齊戶」に他ならなかつた。平齊戶であつた崔光が「家貧しく」「晝耕夜誦、傭書して以て父母を養」（同傳）つたとか傅永が「飢寒すること十數年」「戮力傭丐して以て存立するを得」（同傳）たとかいうように、彼らの經濟的基盤は、この徙民によつて一擧に失われた。と共に彼らは隷屬度の強い特殊な「平齊戶」となつた。彼らと共にあつた山東の貧家が奴婢にされ分配されたことをあわせて考えていただきたい。[1] このことは亦、次の諸事實からも明かであろう。

「曇曜奏すらく、平齊戶及び諸民の、能く歳々穀六十斛を輸して僧曹に入る者を有つて、卽ち僧祇戶と爲し、粟は僧祇粟と爲し……」（釋老志）。この上奏は實施されたが、この僧祇戶が、佛圖戶（「民の重罪を犯し」た者や官奴をもつて、「諸寺の掃洒に供し」「歳ゝ穀を課して田を營み、粟を輸す」）と同類の賤民であつたことは、塚本善隆氏の研究によつても明かである。[2] 又高聰や蔣少游は平齊民の中からぬかれて、北鎭の兵戶に「配せ」られた。兵戶或は軍戶も、はるかに曹魏の兵戶につながる。累代隷屬的な特殊下層身分であつた。「謹んで案ずるに、故沙門統曇曜、昔承明元年に奏し涼州の軍戶趙荷子等二百家を僧祇戶と爲し……」（釋老志）という高肇の上奏にもあるように、僧祇戶、佛圖戶、軍戶等は、ともに營戶や平齊戶と互に相通ずる身分的階層に屬していたのである。

だが、山東よりの徙民が、特異な形をとつたという意味には、もつと大切な面がある。一体、良民と區別されるような奴隷化された徙民が、土地、住居、耕牛、農器を支給されて、一定地區に（たとえば慕容の「苑」のように）集團的に投入されると

いう場合、それは日本の屯倉の[3]如き實態を推定せしめる。しかも、日本の屯倉の分布が畿内に最も多く、この畿内型屯倉には、生産用具を持たぬ捕虜などが大量に投入されたという[4]點とは、徙民の分布[5]及び實態において、よく符合するが、これも兩者の本質的な性格の類似性から考えれば、さして異とするに足りぬであろう。かくて徙民の設定を屯倉的な實態に比定するという推測が許されるとするならば、この後期徙民における「平齊郡」の設定は、極めて注目に價する變化である。卽ち徙民政策の展開は、一方では營戸や平齊民のように、賤民的な身分の固定化をみせると共に、他方では、屯倉的なものが、一般的な郡縣制支配の中に止揚・擴延される方向を示しはじめたということである。このような變化は、一体何にもとづくのか。

私はこれまで徙民の奴隷的性格を指摘して來たが、しかし彼らは完全な奴隷ではない。慕容の場合や僧祇戸の場合にも、徭役勞働の搾取は當然豫想される。しかしそれと共に現物收取の苛酷さは、それが量的に大きければ大きい程、彼らの保有地の大きさをも思わせる。この支給された保有地・耕牛・農器を足掛りにして、たとえ極めて徐々であつたにせよ、彼らは自己の獨立性をたかめるために努力したたかつて來たに相違ない。これは徙民をあく迄奴隷的に支配しようとする方針を、次第に困難にしてゆくであろう。

平齊民の場合にも、みじめな長途の移住そうそう、連年の飢饉におそれわた彼らは、「(崔)道固任に在り、積年撫慰すると雖も、未だ周盡する能わず。是を以て多く怨叛有り」(傳同)というように、強い反發と抵抗を示した。かつての彼らの部將であつた崔道固が平齊郡太守に、劉休賓が懷寧縣令に、房崇吉が歸安縣令に、それぞれすえられたのも、畢竟平齊民を「撫慰」する爲に他ならぬ。ここでも我々は、日本の屯倉において、朝鮮よりの捕虜に對して、同國人を管理人に用いたことを想起しうるが、顯祖のかかる措置そのものが、特殊な屯倉的形式による支配の行づまりを表明しているように思う。しかもこのことは、單に平齊郡の場合に限らない。當時征服戰は次第に終了しはじめたが、それと共に、これまでのような純然たる屯倉形式による奴隷制支配を擴延し、維持してゆけなくなり、中原農民を廣汎に編みこんで奴隷制的な支配を貫徹してゆく爲には、是非とも郡縣制支配の形をとりつつ、その中でデスポティズム

支配を質的に再編強化してゆかねばならなかつたのだ。世祖の時代を頂點に社會的諸矛盾が堆積し、全面的な政策の轉換がはじまることについては、後でもふれたいが、この徙民政策の變化も、かかる全過程の中でとらえられねばならない。從つて徙民の身分的固定化と、屯倉的支配の郡縣制支配への止揚・擴延は、相反する事象なのではなくて、共に奴隷制支配を貫徹してゆく仕方の表裏なのであり、その意味では、互に連關ある事象として把握されるべきだと思う。

二・三補つておくと、日本のミヤケも亦郡或は鄕村に轉化していつた。この變化は、珠を求められた伊甚國造等が、「京に詣ること遲晩、時を踰えて進めず」、これを糾彈されて、安閑天皇の元年四月、上總國の一郡に編入された（日本書紀卷十八）のがはじめである。これは盤井の亂以後の情勢に對應したものと言われ[6]、この轉化は大化改新と共に徹底化されたのであつた。[7]

又さきにもふれたが、營戶の前身はすべて異種族であり、徙民政策の先端にさらされたのは、主として周邊の弱小種族であつた（註5表參照）。世祖が「諸種雜人五千餘家を北邊に徙し」畜牧せしめて「以て蠕々に餌と」（世祖紀）せしめたことは、北魏王朝の對種人支配の性格を示して餘りがない。專制支配と徙民政策がかかるものであつた故に、離石胡や西河胡が「衆數千を聚めて叛」（庚業延傳太祖紀）したのも、「內徙するを樂しま」ざる爲であつた。かくて太宗の初年になると、劉虎の叛亂に當つて彼ら「饑胡」は、ついに斬首萬餘、虜十萬餘を討伐軍に與える程、大きな結集を示した。特に弱小種族の奴隷化が强行されたのは、彼らの生產性の低さ、勢力の弱さに加えて、あらゆる面で蔑視され孤立した存在であつたからだ。しかし雜多な種族を包含する專制体制の成立は、一面では種族的障壁を徐々にではあるが打崩し、個々の抵抗を結びつけていつたのであろう。離石・西河胡の叛亂の首謀者の一人に、漢人の「百姓乃安」が加わつているのも、こういつた點から注意をひかれる。

蒙思明氏の計算によると、北魏一代を通じて、徙民の總數は六十三萬を下らない。もつともこの數字はにわかに信用しかねるが[8]、註5の表を通覽しても、その量的なぼう大さは歷然としている。このことは、その地域的分布と共に、徙民が專制權力の重要な基盤であつたことを示している。

しかし當然のことだが、このぼう大な徙民を支配し搾取する爲に、まして世祖以後の政策轉換期を通じて王朝支配を支える爲には、支配階級の王朝支配への結集がなければならない。そこで次には、北魏貴族の經濟的基礎と、徙民に並行する奴隷の分配についてふれておきたい。

二

北魏官僚貴族が、それぞれの大土地所有と奴隷制經營に基礎を持つていたことは、均田制の條文に、奴隷への班田を規定していることからも明かであろう。「奴婢」・「僮僕」が頻繁に現れるのに、「客」や「部曲」(直接生産者としての)が殆ど現れないことも、北魏書の顯著な特色である。しかも列傳に屢々みえる「產業」「家資」「農圃」「田宅」という言葉は、多くの場合「奴婢」「僮僕」といつた語を伴つて記載されているので[9]、土地經營の生産が、奴隷を主体として行われたことは疑い得ない。だから「耕なれば則ち田奴に問え、絹なれば則ち織婢に問え」(刑巒傳)という俗諺は、當時現實的な響をもつて口にせられたのであろう。しかも北魏にあつては「躬ら農圃に親しむ」(甄琛傳)とか「善く家業を持し、尤も能く田產を督課し、大いに儲積を致す」(畢衆敬傳附元寶傳)というように、官僚貴族自らが經營に當るという傾向が著しい。これは南朝の情景を描いた、「江南の朝士、晋の中興に因つて江を南渡するも卒に羈旅と爲し、今に至りて八九世、未だ力田する有らず。悉く俸祿を資りて食する耳。假令有る者も、皆僮僕を信じ、之が爲に未だ嘗て目に一撥の土を觀、一株の苗を耘らず。幾月にして下すべきか、幾月にして收むべきかを知らず」(顏氏家訓涉務)という記事と對比される。この一文によつても、南朝貴族の權力への寄生性が明かであるが、かかる生産からの遊離を戒めた家訓が、北朝の朝士について少しもふれる所がないことは、注意すべきであろう。

「典師」「家丞」を驅使して「羣隷を總統」(官氏志)した當時の貴族の中には、巨大な經營をほこる者も現れた。例えば咸陽王禧の如きは、「奴婢千數」を所有し、「田業・塩鐵は遠近に徧く、臣吏僮僕相繼いで經營し」、世宗も「頗る之を惡む」(同傳)程であつた。世祖の攝政であつた恭宗すら、「私田を營立し、雞犬を畜養し」「市鄽に酤を販ぎ、民と利を爭つた」(高允傳)といわれる。「苟も良田有らば、何

ぞ晩歳を憂えん」（楊播附傳）という楊侃の語氣の中には、寄生的な南朝貴族とは異つた力强さが感ぜられるであろう。たとえ宮廷や貴顯に接近せずとも、彼らの私的な基礎には、特に北魏前半期に昂揚した奴隷制經營があつたのだ。しかも千から數百という奴隷數は、當時さして珍しくない。北魏最後の孝靜帝が退位した時、この中山王一族に與えられた財産目錄は次のようなものであつた。中山王は封邑一萬戶、王の諸子は「縣公の邑各々一千戶、奉絹三萬匹、錢一千萬、粟二萬石、奴婢三百人、水碾一具、田百頃。園一所」。[10] 一方奴隷制貴族の、ほぼ最小規模を示すものとして「常に以爲（おもえ）らく、二十口の家は、奴婢盛多なるも二十人を出ずべからず。良田は十頃……」という顏氏家訓の一節をひいておこう。[11] このような狀態に對應して、奴婢賣買が盛行したことなど、言うまでもなかろう。[12]

以上に概觀した貴族の私的奴隷制の昂揚は、たしかに北魏王朝の支配機構がもつ權力の强靱さを示している。けれどもそれは亦、かかる貴族經濟の形成期において、彼らが君主に從屬しつつ果敢な征服戰を遂行した成果でもあつた。中でも北族系貴族は、中原豪族出身のそれとちがつて、新たに獲得した土地に投ずべき奴隷勞働力を烈しく要求したと思われる。世祖が張掖から數百家を京師に徙民せんとした時、武威において豆代田が「諸將と之を私分し」「貪暴」の罪に坐した事件には、周觀らの他、皇族たる河間王修まで連坐している（各傳）。歷代君主は、彼らの要求を滿たすことによつて、官僚貴族層の從屬と結集を實現しえた。征服によつてもたらされた捕虜は、かくて屢々「百官に分賜」されたのである。註13に揭げた表は、列傳に明記された奴隷分配を一覽する爲のものであるが、これによつても形成期における奴隷制經濟の、設定と擴充の方向がわかると思う。楊椿は「我が家は魏に入るの始、卽ち上客と爲り、田宅を給せられ、奴婢・馬牛羊を賜いて、遂に富室を成す」（楊播附傳）と言つているし、山東の臨淄に居て「少きとき孤貧」といわれた張烈は、仕官してのち一代の間に「家産蓄殖し、僮客甚だ多く」なり、時に議者をして「其の怨望を慮り、宜しく出すべからず」と恐怖せしめる程强大になつたという（同傳）。

だがおびただしい數量にのぼる征服―掠奪―分配は、ほぼ高祖の南方進攻作戰をもつて終了した。太和末年以後は、[14]

逆に生口を免歸せしめる記載さえ多くなつてくる。これは徙民政策の變化とも連關する現象であり、やはり世祖以後の全般的な政策轉換の歸結の一なのであろう。次節はこの概觀にあてる。

三

蠻族の君主がぼう大な漢人社會をもふまえて、專制國家をうち立てようとする時、さまざまな矛盾が生ずるのをさけることは出來なかつた。一の割れ目は次の割れ目につながり、次第に大きくなつてゆく。君主と舊部族及び漢人農民との對立は、君主と漢人豪族との關係にも微妙な影響を與えるし、一方豪族は、自己の直接生產者との對立によつても、大きく歸趨を決定づけられた。徙民と捕虜奴隸の分配は、この割れ目をうずめる上に、何よりも大きな役割を果し、專制支配体制の結合强化を裏ずけた。だがこれには限界性があつた。全華北を統一しおわつた世祖の時代から、このふくれ上つた專制体制を維持する爲に、全面的な政策轉換が必要となつて來た。勞働力と生產物ととわず、國家の收奪も、貴族の私的な支配の擴延も、その鉾先を廣汎な中原の農民層にむけざるを得ない。

しかもそこには、傳統的な鄉村組織と、根强い家父長的な家が存續していた。[15] もつともこの共同体的な風貌をもつ鄉村組織は、多分に各王朝の國家的再編成をうけて、專制支配の道具になつており、家父長的な關係を溫存する母体ともなつていたと思われるので、近代的ローマ的な私有權の確立とは質的に異らざるを得ないが、しかしその中で、豪族の侵奪に抵抗しつつ、農民的土地所有が次第に確立されてゆく方向にあつた。[16][18] この場合鄉村のつながりも、何らかの役割を果したのではないか。徙民と保有地の關係もあわせて考えておく必要がある。

專制國家もかかる現實を單純に否定することは出來ない。むしろこれを實際的には容認した上で、徙民政策に現れた如きこの國家に本質的な奴隸制的支配を、全國的に貫徹してゆかねばならぬ。徙民政策が郡縣制支配へと屈折していつたのは、その現れと思う。しかし平齊民があくまで平齊民であつたように、この屈折は、屯倉的支配＝奴隸制的支配の解消を意味しないであろう。むしろこの延長線上に、徙民をふくめて農民的土地占有、或は私有權を專制國家の

「強大な公權」によつて制約し、租庸調体制によつて收奪すべき「土地國有」という法的なフィクション、即ち均田制支配が生れて來たのではなかつたか。[17] この場合、形態的にも、初期徙民の「計口受田」が、その祖型となつたことは疑い得ないであろう。從つて、この徙民の集中された畿內と河北においては、均田制の實施された可能性を、充分考えてよいと思う。[18] しかしこの場合でも、土地を與え、その地代として租稅をとるという農奴的關係だと言えぬことは、徙民と「計口受田」の關係のところで述べた。むしろそう考えさせる所にこの法の虛構性があり、實質的には、土地班給よりも、租庸調の收取が先行している。まして從來からも實施が疑問視されていたような、畿內・河北以外の地域においては、その虛構性が一層著しいと言えるであろう。つまりここにいう虛構性とは、第一に實施の點、第二にその本質の點で、二重の意味をもたしているのである。

一方貴族・豪族の私的經濟の確立と擴大も、もはや征服と奴隷獲得に依存した、單純な再生産をくりかえし得ない限り、均田制的な國家的体制に結集し、これを媒介として行わねばならない。ここでも私的經營內部の奴隷のさまざまな反抗、小作農民の獨立化への成長が、かかる支配方式の變化をおし進めたであろう。從つて「土地國有」は、專制支配を支えている貴族たちの大土地私有を、實質的に否定しはしなかつたと思う。それは私有制の在り方、支配形態の變化を意味するにすぎない、という意味においてもフィクションであつた。均田制は全く空文だという意味ではない。それは實施の點でも嚴密に考えねばならぬし、又かかるフィクションがもつ歷史性の中に、中國古代末期のデスポティズムの問題があつたのである。

又專制國家の基礎として、中原の小農民層が大きな比重を占めるに至つた時から、國家は、貴族層の恣意的な侵奪を考慮しなければならなくなつた。均田制は、貴族の共同的支配体制の强化であつたと同時に、この侵奪の激化に伴う支配体制の自壞を抑え、これを維持、再編すべき必要に應えたものでもあつた。高宗・顯祖・高祖の間に頻發されはじめた內政に關する詔令が、このことをよく物語つている。[19] 世祖以後の政策轉換は、中興の祖といわれる高祖の多彩な諸政策に歸結した。例えば、高宗の身分制再編と官僚肅正をうけた、氏族分定と班祿制の制定、[20] 中原洛陽への遷

都と徹底的な華化政策の斷行、晋以後の天子不親政の傳統に對する親政の强化等々。そうしてこれらの諸政策の中心が、均田制と三長制の施行に他ならなかつたと思う。均田制は、國家の基礎としての小農民層を分解からまもり、より深く支配を貫徹しようとする方向をもつていたから、それには高宗の戸口檢括と造籍をうけた三長制の裏うちが必須條件であつた。戰禍から立直りはじめた鄕村は、再び支配機構の最下部組織として、國家的再編をうけたと見て差支えないであろう。[21]

それでは、北魏における國家の收奪はどうであつたか。もはや詳述する餘白はないから要點に止めよう。第一に以上の概觀を裏ずける意味で、太宗の時代までは、戎馬・役牛の徵發（或時は羊の所有數に應じて）が主体であつたことに注意したい。[22]穀物・布帛の現物收取は世祖の時代以後から壓倒的な比重を占めるに至る。第二に、これら租・雜調・貲賦は、大体九品三等制に基く戸調（西晋以後の傳統）であつた。これが一夫一婦（牀）を單位として、より强力に個々の農民を直接に把握しようとする變化、これこそ均田制・三長制に並行した稅制上の重要な變革であつた。第三に、この中一戸當りの租は、五十石から二十石の間を前後し、[23]雜調も「常賦之外、雜調十に五、頗る煩重を爲」（食貨志）した時代があり、苛酷であつた。これに比べると、均田制に基く一牀につき帛一匹、粟二石という收取率は、甚だ輕いように見える。これは輕減の意圖もあるのであろうが、しかし一方では、戸から牀への對象の縮小、稅制の定制化、更にはついに北魏一代を通じて定制化されなかつたが、世祖以後から一般化されはじめた徭役の負擔などを勘定に入れねばならぬ。五十石から二十石に亘る北魏前半の租は「九品混通」の隨時の地域を限定した戸調であつた。又世祖の太延元年の詔には「九品混通」の前文に「若し發調あらば、縣宰は鄕邑三老を集めて、貲を計つて課を定め、多きを裒し寡を益し」とあつて、なお負擔能力を考慮している。しかるに太和八年の班祿制施行につづけた食貨志の記載には、「是より先、天下の戸は九品を以て混通し、戸ごとに調帛二匹、絮二斤、絲一斤、粟二十石……」と見えている。この「九品混通」は、負擔能力を無視した定額課稅であろう。だから、太延元年から太和八年に至るある時期に、「天下の戸」に對する、一定期間毎の、定額課稅制が施

行されたと見るべきである。ここではたとえ空文にもせよ農民の土地所有の均等化をはかつた形跡はないから、この税法の本質は、土地所有を媒介とするものではなく、勞働力を直接對象としたものであつたと言わなくてはならない。このような農民の土地所有・貲産を無視した税制が、均田制に先行する改革としてあつたことを注意すべきであろう。

第四に、徭役については、太宗から世祖の間、北邊防備と中原進攻の兩面作戰が要求する軍事、宮城、苑、池、寺院、道路などの建設に伴う平時の徭役が次第に增大し、たとえば世祖は延和三年二月「頻年屢々征し、西北を事とする有り、運輸之役に百姓は勤勞し、農業は廢失す……」とのべていながら、すぐ太平眞君七年には「司幽定冀四州の十萬人を發して、畿上の塞圍を築」（世祖紀）かねばならぬ程であつた。又顯祖の山東に對する租輸三等九品之制（食貨志）が、量ではなくて、輸納地の遠近によつて負擔の差を定めているのも、租輸に伴う力役の重さを示していよう。これによれば上三品ははるばる京師に、中三品は他州に、下三品のみが本州におさめたのであつた。北魏一代の大小の土木工事は、大体徭役三十日乃至四十日に亘つており、之に軍事的な兵役、軍事、平時の轉運の力役、はては官僚の私役を加えると、「去歲已に熟し、秋方大いに登り、四境晏安にして、京師も事無く、丁に十錢之費あらず、人に八旬之勤無し」（安定王休附燮傳）というのは、決して誇張ではなさそうである。これは北魏における貨幣經濟の衰退を考慮しても、「十錢」の輕さに比して、徭役の過重さを示している。[24]そこで世宗から肅宗の時代には、「連りに軍旅有り、役務既に多く」「百姓の彫弊」はおおいがたく、しきりに徭役を「蠲停」することや、「土木の作役」を休むことが問題となつたのである。兵役も亦それに止らず、「寺館之役に供」されたからである。「一夫役に從えば、家を擧げて業を失う」といわれた貧農にとつて、「八旬之勤」がいかに苛酷なものであつたか、これは定制化されなかつた爲に顧られなかつた均田制的收取の性格をよく示していると思う。[25]

むすび

「(盧)淵表して曰く。……又流言を聞くに、關右の民比年より以來、競いて齋會を設け、[26]豪貴を假稱して以て相扇惑し、顯然として衆坐の中に於て、以て朝廷を謗り、上を無

みするの心此のごとく甚しきは莫し。愚謂らく宜しく速かに懲絶し、其の魁帥を戮すべし。爾らざれば、懼らくは黃巾赤眉の禍を成さん」（同傳）。さまざまな形の抵抗が、[27] やがて群盜蜂起といつた形をこえて、語り傳えられた「黃巾赤眉」のような、大農民反亂に結集する勢を示した。「豪貴を假稱」する「魁帥」＝おそらくは土豪を中核に、農民はこの强力な王朝をゆるがすまでに成長して來たのだ。蔑視すべき蠻族の君主の下に、廣汎な漢人門閥・豪族が結集してゆかねばならなかつた理由の一がここにある。顯著に專制的な支配と搾取がうみ出す矛盾は、北魏の場合、その民族的な構成の複雜さによつて、一層深刻さをました。この時全支配階級が欲したものは、漢蠻の差別をこえて、現實の專制支配を粉飾すべき、均田制的＝一君萬民的な、すべての上に超越する最高絶對の權威ではなかつたか。ここに、版圖は華北に限られていても、隋唐的世界帝國につながる歷史性の發展が內包されている。しかし「社稷は我が社稷なり」と昂然言いはなつた專制君主高祖も、それは破局を一步目前に光彩をはなつ者にすぎなかつた。北魏王朝は彼の治世を境に、急速に崩壞の度をはやめるのである。

均田制的支配は、究極的には家父長制的構成と理念に支えられ、農民的土地所有權が本當の意味で確立されていないという社會的な古さに對應し、それ故にこそ「强大な公權」によつて掌握されたのだが、しかし農民・奴隸の獨立への鬪いと前進が、北魏社會の複雜な危機の樣相の中に貫かれていなければ、かかる權力形態の飛躍はおこり得なかつたであろう。ただ王朝を幾度か否定しながら、その巨大な叛亂においてさえ、ついに專制支配そのものを否定しえなかつた歷史的條件と古代民衆の鬪爭の限界がここにもある。世界帝國の克服は、周邊民族の成長と結合しつつ、中國內部の鬪いが基動力とならねばならぬが、その爲には、專制支配の基盤としての鄕村組織や、豪族から貧農の生活の隅々に根をおろしている家父長的な構造、理念、そこに本質的な非獨立性＝依存性を一步一步うち破つてゆく鬪いと歷史的條件が必要であつたろう。このあらゆる形での權力との鬪いを、具體的に追求することは、今なしうる所でないが、基本的な問題の所在だけは、はつきり見極めておきたい。

① 當時の有樣について「顯祖青齊を平き、其の族望を代に徙す。

時に諸士人の流移すること遠至にして、率ね皆飢寒す。徙人の中（高）允の姻婿多く、皆徒歩にて門に造る。允財を散じ産を竭して以て相贍賑し、慰問すること周至す」（高允傳）という記載がある。

② 塚本善隆「北魏の僧祇戸、佛圖戸」（東洋史研究二―三）

③ ミヤケの類型については、門脇禎二「ミヤケの史的位置」（史林三五―三）参照。

④ 畿内型屯倉は、土着で農具もちの人々が構成員である場合の多い地方型屯倉と區別される。

⑤ 分布をしらべるために、帝紀にみえる明確な徙民の記載を、次のような一覽表につくつてみた。この表は、第一に征服戰と竝行する徙民の時間的集中度を、第二に、地域的な集中度を見事に示してくれる。即ち徙民地によつた分類のA（大開を中心とする畿内）、B（河北數州）、C（雜件）は、それぞれ一六件、七件、五件となり、徙民地の明かな二八件中、二三件が畿内と河北に集中している。しかも件數のみでなく、量の點を加えれば、この二三件で、殆と總べてを包括しているといつて差支えない。デスポティズムの最も重要な經濟的基礎は、まずどこよりも畿内及その周邊に設定されたのであつた。

西歷	元號	帝名	原住地	徙居地	分類	種類	規模	摘要
?二九七	（昭帝一）	穆帝	幷州	雲中、五原、朔方	A	雜胡		
?三〇九	（穆帝三）	〃		馬邑、陰館	A	おそらく、拓跋部人をふくむ	十万家	（本文二二頁參照）
三九三	登國八	太祖				獲民		薛于部を討伐
〃	〃	〃				〃		類拔部を討ち、その部落を徙す。
三九六	皇始一	〃				〃		慕容寶の廣甯太守を討ち、その部落をうつす
三九八	天興一	〃	山東六州	京師	A	民吏、徙何高麗雜夷百工伎巧	三十六万十万餘口	（給耕牛、計口受田）（本二九文頁參照）
〃	〃	〃		代都	A	守宰、豪傑、吏民	二千家	
三九九	天興二	〃				獲民	九万餘口	高車を討伐
四〇二	天興五	〃	安定・隴西	京師	A	〃		

四一三	永興五	太宗	跋那山	太寧	A	〃	二万餘家	越勒倍呢部、給農器、計口受田
〃	〃	〃	河東	太寧川	A	降民		河西胡
四一八	泰常三	〃	冀定相三州	京師	A	徒何		
〃	〃	〃	濡源			獲民	万餘家	馮跋を討伐
四二六	始光三	世祖	統萬			〃	〃	赫連昌を討伐
四二九	神䴥二	〃	尼泥陂	漠南	C	〃		高車を討伐
四三三	延和一	〃	朝鮮、遼東の六郡	幽州	B	民	三万家	
四三四	延和三	〃	雍州	長安	C	流民	七千家	
〃	〃	〃	和龍			獲民		
四三五	太延一	〃	〃			〃	男女六千口	
四三九	太延五	〃	張掖	京師	A	〃	數百家	禿髪保周を討伐
〃	〃	〃	涼州	〃	A	〃	三万餘家	
四四四	太平眞君五	〃	北部	冀定相三州	B	叛民		爲營戸（本二九文頁參照）
四四五	太平眞君六	〃	枹罕	上邽	C	獲民	千家	
〃	〃	〃	青徐	河北	B	〃		
四四五	〃	〃		北邊	C	諸種雜人	五千餘家	以餌蠕々。（本文三二頁參照）
四四六	太平眞君七	〃	高平	河北	B	獲民	五千家	
〃	〃	〃	濟南	〃	B	〃	六千餘家	

〃	〃	長安	京師	A	工巧	二千家	廢佛事件
四四七	太平眞君八	〃	易縣	北地	C	叛民			
〃	〃	〃	定州	京師	A	丁零	三千家	沮渠牧犍を討伐
四四八	太平眞君九	〃	西河離石	〃	A	民	五千餘家	
四五二	正平一	〃	南方	近畿	A	降民	五万餘家	南伐
?	?	〃	長安・涼州	京師	A	民		太延元年詔にみえて、年次不明
四六九	皇興三	顯祖	青齊	平齊郡	A	士望、吏民	數百家	（本文三〇頁參照）
四七一	延興一	高祖	沃野・統万	冀定相三州	B	叛民		爲營戸
四七三	延興二	〃	連川	青徐齊兗	B	〃			〃

※徙民の既載は、これ以後殆ど皆無である。
※列傳の記載は、帝紀と重複するものが多いと思われるので、省略した。大体の考察はこれで足りると思う。

⑥ 門脇禎二氏の御教示による。

⑦ 西岡虎之助「ミヤケより莊園への發展」（市村博士古稀記念東洋史論叢）

⑧ 蒙思明「元魏的階級制度」（史學年報二―三）。これによると「戸計的」約五十八万、「口計的」六千、不明十條という。これは帝紀と列傳に重複したものを、そのまゝ合計したらしく、又戸數と口數を合算するなど、甚だあいまいである。

⑨ 本文引用のほか、たとえば、崔玄伯附傳敬傳、裴駿附傳修傳、高祟傳、王叡傳、等々。

⑩ 當時盛行した園の經營は、果物を栽培した。（北魏書及び太平御覽、資產部、園）。

⑪ 「止足篇」。篇名が示すとおり、これは政治の渦中に入るを好まなかつた顏之推が、むしろ自給自足によつて、家を存續すべきことを敎えたものである。奴婢二十人に對する良田十頃は、むしろ多きにすぎるので、こゝでは、役畜及び家族勞働力の投下を考慮すべきである。

⑫ 農民の窮乏は、自賣奴隷をおびただしくうみ出した。これに對して政府は、度々救濟策を構じたが（高宗、和平四年八月、高祖太和九年八月の詔など）効果はなかつた。その爲に、良人の掠賣及び轉賣は嚴禁されたが、奴隷自体の賣買は公然と

みとめられていた（例えば、冀州阜城民費羊皮、張回の事件に對する討論と判決＝刑罰志をみよ）。罪人を「棄市」したという、たとえば長安の東西二市の如きは、奴隷の賣買を行つていたのであろう。

⑬

帝名	受賜者	分類	數	其の他	摘要
昭成帝許	謙	1	僮隷三十戸		代人
太祖王	建	1	奴婢數十口	雜畜數千	本貫は廣甯。祖姑爲平文后生昭成皇帝。登國初爲外朝大人。
〃	〃	1	僮隷五千戸		
〃	安同	1	隷戸三十	馬二匹。羊五十口	遼東胡人。爲外朝大人。
〃	楊珍	3	奴婢	田宅馬牛羊	華陰の人。太祖の時入國、爲上谷太守。
〃	張濟	2	奴婢百口	馬牛數百羊廿餘口	西河の人。慕容永滅び歸屬。
〃	長孫肥	1	奴婢數百口	畜物以千計	代人
〃	李先	2	奴婢三口	馬牛羊五十	平棘の人。歸屬。
〃	赫連文陳	3	奴婢數十口		朔方の人。歸屬。
太宗李	先	2	隷戸二十二		
〃	王洛兒	3	僮隷五十戸		京兆の人。
世祖元	渾	1	僮隷數十人	馬百匹	宗室。
〃	宿沓干	3	奴婢十七戸		赫連文陳の孫。
世祖	司馬楚之	3	隷戸一百		晉室の一族。
〃	李順	2	奴婢十五戸		平棘の人。歸屬。
〃	陳建	1	(隷)戸二十		代人
〃	盧魯元	1	僮隷數百人		昌黎徒何人。
〃	豆代田	1	奴婢十五口		代人
〃	〃	1	奴婢六十口		
〃	于洛拔	1	奴婢四十口		代人
〃	奚斤	1	僮隷七十戸		代人
〃	車伊洛	3	奴婢	田宅牛羊	焉耆胡。歸屬。
顯祖璿	皷	1	奴婢十口		代人
〃	房法壽	3	奴婢	田宅	清河の人。歸屬。
〃	劉尼	1	別戸三十		代人
高祖抱	嶷	3	奴婢	牛馬	安定の人。宦人。(奴婢牛馬蓋數百千)
〃	馮次興	2	奴婢三十口		信都の人。
〃	王遇	3	奴婢數百人	馬牛羊	羌中の强族。宦官。
〃	高颺	3	奴婢	牛馬	渤海脩人。高麗より歸屬。
〃	高肇	3	奴婢	田宅	文昭皇太后の兄。
〃	常訴	3	奴婢	田宅	高宗の乳母常氏の一族。

高祖常氏一族	3	田宅	
〃 堯暄	2	奴婢 十口、	上黨の人。
——呂舍	2	田宅	殷州趙郡の人。
蕭宗胡國珍	2	奴婢 甲第車牛	安定の人。かつて歸國。

※分類は、受賜者の性格による。1は、代人(拓跋部人)、或は之に類するもの。2は、官僚にして、中原の豪族と思われるもの。3は、多種多様であるが、大体、本貫地に、土地をもたないと推定されるもの。即ち、1と3は、北魏王朝との結合によつて、新たに、大土地の所有・經營を獲得するに至つたと考えられるもの。1は一四件、2は八件、3は一三件。1と3と合すと三五件中、二七件をしめる。この分類は不正確なものが多いが、大体の傾向をしる爲に作つた。

⑭ たとえば、高祖紀、太和十五年、十八年、十九年の各條。

⑮ 李沖は三長制施行前の中原の狀態をのべて「舊無三長、惟立宗主・督護、所以民多隱冒、五十三十家方爲一戶」といつている。國家の收奪をさける爲に、貧農が豪族的集團の下に、「隱冒」したというのだが、その場合少くとも戶籍上は、「宗主」「督護」(岡崎文夫、魏晉南北朝通史、六六九頁)の下に、一戶の家父長的家族という形態をとつたということを考える必要がある。顯祖の頃の史料にも「放其同籍丁口、雜使役調求受復除」(元丕傳)とあるが、非血緣的な丁口も、その家族員に擬せられているからこそ、かかる免除のしかたが成立つのではないか。顏氏家訓にもみえた奴隸をふくむ豪族的な大家族は、「至能守其業者、閉門而爲生之具以足、但家無鹽井爾」(治家)という自給自足經濟にまもられて、根强く存在し、その中に根ざした家父長的理念は、「苟能入順父兄、出悌鄉黨」(宋隱傳)というように、宗族制を通じて、鄉村にまで擴延されていたと思われる。それ故、國家も亦、鄉村制を再編成して、支配を貫徹しなければならなかつたのであろう。ただ家父長制家族の特例ともいうべき三世同居、四世同居といつた大家族は、當時飢饉、戰亂の衝擊をうけて、國家的保護にもかかわらず崩壞しはじめており、(盧玄附子潛傳、崔挺傳等)これはおそらく三國以來の大勢として、注意すべきことのように思う。

⑯ 仁井田陞「古代支那、日本の土地私有制」(國家學會雜誌 四三—一二、四四—二、七、八)

⑰ 中田薰「律令時代の土地私有權」(國家學會雜誌四二—一〇)石母田正「古代法と中世法」(增補「中世的世界の形成」所收)

⑱ 世祖の時、はやくも「禁封良田」の開放が行われた(高允傳)が、この世祖の末年の恭宗監國の時には、特に畿內を對象として、次のような墾田計畫が出された。「其制有司、課畿內之民、使無牛家、以人牛力相貿、墾殖勤辱、其有牛家、與無牛家、一人種田二十二畝、償以私勤功七畝。如是爲差、至與小老無牛家種田七畝、小老者償以勤功二畝。皆以五口下貧家爲率。各列家、別口數、所勸種頃畝、明立簿目、所種者於地首標題姓名、以辨播殖之功。又禁飲酒雜戲、棄本沽販者。(その結果)墾田大爲增闢」。こゝでは、特に、何度も指摘し

た畿内の、しかも五口以下の貧農が對象にされていること、彼らの土地に對する占有權或は所有權を容認する方向をとつて、次第に屯倉的形式から均田制への方向が示されているように思われる。のみならず、これは後の高祖太和元年の「其勅在所督課田農、有牛者加勤於常歲、無牛者倍傭於餘年、一夫制治田四十畝、中男二十畝、無令人有餘力、地有遺利」という詔をへて、均田制につながつていつたのである。「計口受田」については、有名な韓麒麟の上奏にも「制天下男女、計口受田」と述べている。

⑲ 世祖紀太平眞君四年、高宗紀太安元年、四年、五年九月、同十二月、和平四年、高祖紀延興三年、太和元年、十六年、二十年の各條。或は、食貨志、李沖傳等。これらの記載は、しばしば「牧守」「內外諸司・州鎭守宰」の「侵食百姓以營家業」「侵使兵民、勞役非一」「侵亂民庶輕有乞奪」と指摘している。特に、高祖太和八年の俸祿制施行以前は、官僚貴族の任地での恣意的な徵發がゆるされていたので、この傾向に拍車がかけられた。

⑳ 岡崎・前揭書（三五五—三七〇頁）。氏族分定とはつまり、部族遺制に基く北人貴族の特殊な地位を清算して「各以職司從事」という官僚体制を確立し、それと共に一方では、漢蠻兩系の貴族を融合統一して、紊亂にむかいつつある貴族体制を再編成するものであつた。デスポティズム支配に不可缺な身分制の維持は、高宗和平四年の詔や、高祖太和元年の詔で強調されつつ、こゝに至つて完結したといえる。

㉑ 太祖が部族制を解体した時「遷徙するをゆるさず」と明瞭に規定したことについては、すでに本文でのべた。これは廣汎な農民層に適用されたとみえて、飢年にのみ特例の詔勅で「出關」して他地方へゆくことが許されている。たとえば太和十一年これを許可したが、この時高祖は、直ちに新しい戸籍の編成を二度に亘つて命じている。顯祖の時代には、河北五州から漏戸「十万餘戸」を檢括したというように、農民層の把握は、まだ徹底しておらず（韓茂附傳均傳下仇洛齊傳、食貨志）、この檢括と造籍に最も積極的であつたのが、顯祖と高祖であつた。（高祖紀、延興三年、太和五年、十四年の各詔）三長制はいうまでもなく、この方向の上にたつて鄉里制を再組織し、農民の逃散に對する代輸制、行政・監察制度の末端組織、租調輸納の不正に對する連坐制などを課して（食貨志、任城王雲附傳澄傳、張普惠傳）、農村支配の貫徹をはかろうとするものであつた。この場合、「今之三長、皆是豪門多丁、今求權發爲兵」（常景傳）というように、官僚組織と農民の中間に、豪族・土豪や上層農民が環となつている。從つて國家の三長に對する態度は複雜であり、彼らの勞働力を徵發したり、連坐制を強制したりして「初百姓咸以爲不若循常、豪富兼併者尤弗願也」（食貨志）という狀態を招いたが、一方では、北魏末年の元孝友の上奏にみえる鄉里制（三長制とは少し變化している）について、「（帥は）徵發皆免、苦樂不均、羊少狼多、復有蠹食」といわれたように、土豪層掌握のために、三長は種々優遇されたのであつた。これは土豪層

のもつ在地性や、郷村における指導的地位を利用したものであり、土豪層はかくて一度國家權力の背景をうると、次第に郷村支配を強めていつたと思われる。かゝる郷村制の利用は、すでに世祖の時代、「誅及宗族、隣伍相助與同罪……若有發調、縣宰集鄉邑三老、計貲定課、裒多益寡、九品混通……」（太延元年詔）というように行われていた。これは亦、北魏王朝の對在地豪族政策に、そのまゝあてはまる。彈壓（崔玄伯傳、劉潔傳、崔挺附遊傳など）と懷柔利用（高涼王孤附天穆傳、韓麒麟傳、穆崇附亮傳、陸俟附敦傳、裴延儁附慶孫傳など）の兩面は複雑であり、一概にのべがたい。

㉒ 太宗紀永興五年、泰常六年、同十五年等。

㉓ たとえば、太宗紀泰常三年、高祖紀延興三年等。

㉔ 賓李雄傳には「民口出錢三十」を「薄賦」とのべている。

㉕ 力役を示す諸史料については、くわしくふれえないが「歲〻常に衆を擧げ、京師を連りに動かす」（源賀傳）北邊防備もさることながら、特に、「所在に委滯し、歲月を停延し」百姓を「道路に困弊」せしめる轉運の役が、農民の苦惱であつた。李訴傳や蕭宗紀にくわしい。又都城の經營や、「編戸の供奉の勞費」も之におとらない（韓顯宗、穆亮、任城王澄の各傳）。

㉖ こゝでは詳しくふれることは出來ないが、世祖のはげしい廢佛政策にも拘らず、當時佛敎の民間への浸透は、顯著なものがあつた（岡崎前揭書六九七―七一九頁）。當時盛行した「以身爲婢、自施三寶」（裴植傳）とは、事實自らを賣る以外に、寄進すべき何物ももたぬ貧民の姿をよく示している。あらゆる形での抵抗を示した農民には、この佛敎による連帶の組織が重要な役割を果した。世祖の時の蓋吳の叛亂がそれであり、高宗は詔勅の中で「多有姦淫之徒、得容假託講寺之中、致有兒黨、是以先朝、因其瑕釁、戮其有罪」とのべている。高祖の時代にも、僧法秀は「奴隸を招結して、大逆を爲」し、又任城王澄のいう大乘の亂も、こゝに盧淵のいう「齋會」もかゝる情勢を示すものに他ならぬ。それ故、後秦の「僧正」、太祖の「道人統」等は、この佛敎を國家的管理の下において、逆に人民支配の手段に資したものにちがいない。道人統法果の「太祖明叡好道、卽是當今如來、沙門宜應盡禮」（釋老志）という言葉が、これを端的に示している。高宗の時、京師の監福曹―都維那、州鎭の僧曹―維那という、國家機關と密着した制度が、佛敎徒を支配するようになると、沙門統をはじめ上層僧侶は、經濟的には既述の僧祇戸、佛圖戸を所有し、「侵奪細民、廣占田宅」し、墮落の果は、北魏末期に至つて、粟四千石から三百石で、高下の僧官の地位を、國家自らが賣出すまでに至つた。と共にかゝる狀態に對應して、農民や奴隸は「假稱入道、以避輸課」して、國家の收奪に對抗したのである。

㉗ 「入道」（釋老志）、「逃散」（たとえば王建附傳斤傳、鄭義附傳伯猷傳）。更には世祖の頃、白澗行唐の民數千家の「負險不供輸稅」（周幾傳）、高祖の時代の秦州における「恃嶮、率多麤暴、或拒課輸、或害長吏、自前守宰率皆依州遙領、不入郡縣」といつた、さまざまな形で各地に頻發していた。

附記 この論稿は、昭和廿六年提出した卒業論文の前半に手を加え、まとめたものである。最初から考えなおすべきであつたが、力がたらず、不充分なまゝに終つた。御敎示をいただいた田村敎授はじめ諸先輩にお禮申上げると共に、今後の御批判、御敎示を仰ぎたい。（一九五三、七、二〇）

The Establishment of Northern Wei and the Nature of the Dynasty

Juzo Kawachi

Doubt has been entertained by historians about Northern Wei's equitable land allotment policy, i.e., state ownership of land. The author thinks that Northern Wei may have tried to revert to the older system of slavery in the face of the impending consolidation of peasant ownership of land. After examining the process of the establishment of

Northern Wei, where compulsory transplantation of the conquered was practised as "miyake" of ancient Japan, he concludes that the failure of the compulsory transplantation necessarliy led to the adoption of the land allotment system.